

四日市市水道事業経営戦略 【令和7年度改訂版】

団体名：四日市市上下水道局

事業名：四日市市水道事業

策定期日：令和元年7月(改訂：令和4年8月、令和7年8月)

計画期間：令和元年度～令和10年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

(令和6年度末時点)

供用開始年月日	昭和3年7月	計画給水人口	312,000 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	305,562 人
		有収水量密度	1.77 千m ³ /ha

② 施設

(令和6年度末時点)

水源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input checked="" type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他			
施設数	浄水場設置数	5 箇所	管路延長	2,161 千m
	配水池設置数	15 箇所		
施設能力	158,962 m ³ /日		施設利用率	66.0 %

③料金

水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図りうるよう適正に定めています。

料金体系は、口径別料金体系（公衆浴場用、臨時用、船舶用は除く）を採用しており、口径 13～25 mmまでは基本水量制（5 m³まで）として、その後は使用水量に応じた遞増型の料金体系となっています。また、水道は公衆衛生の向上や生活環境の改善といった観点から、生活用で使用する小口利用者には料金単価を抑える一方で、大口利用者には多くの負担を求めてきました。そのため、地下水利用などへの転換による水道離れを起こす要因のひとつとなっていることから、大口利用者各自の基準水量以上に使用した料金に対して、軽減する制度を平成 25 年度から設けています。

料金体系の概要・考え方

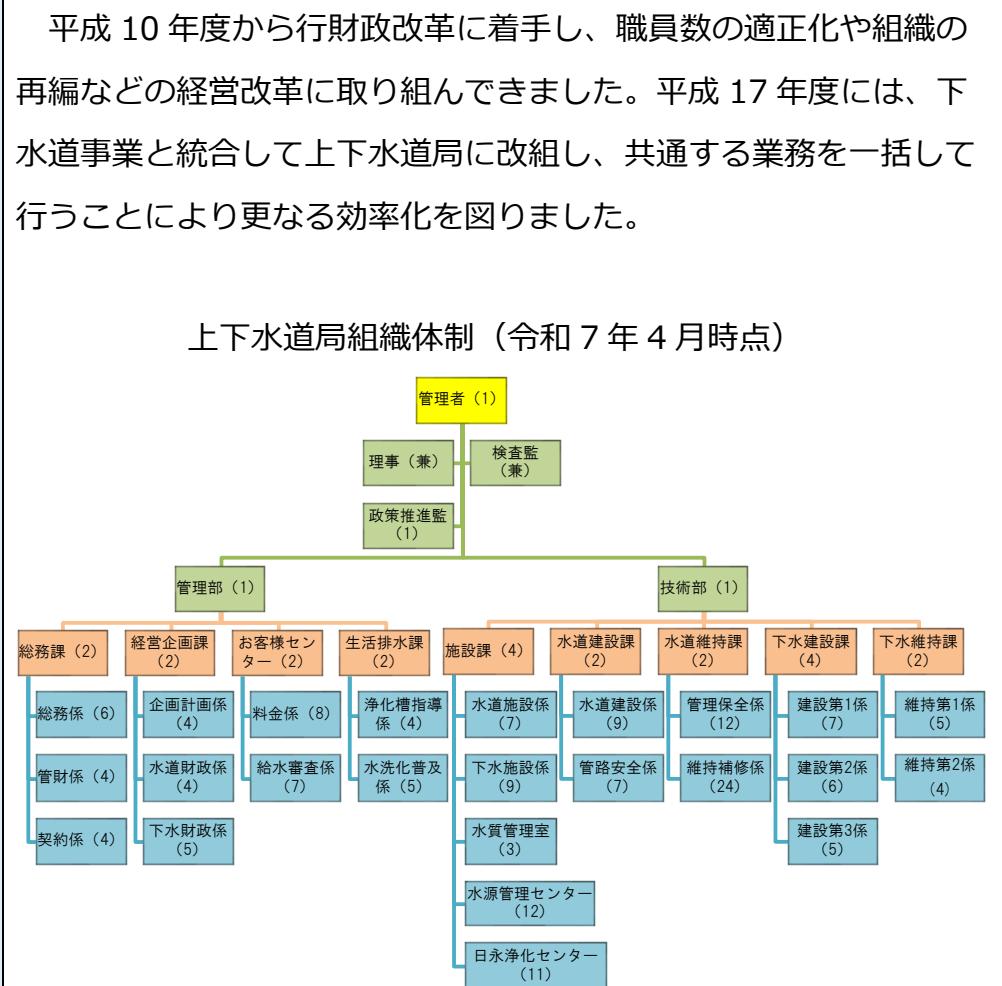
料金体系表

		料金		基本		従量料金（1 m ³ につき）						(1カ月につき) <税込>	
		用途	水 量	料 金									
料金	用途					6～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上	料金	用途
一般用	口径 13mm	5m ³	946.00円	22.00円	6～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上			
	〃 20mm	5m ³	1,496.00円										
	〃 25mm	5m ³	1,925.00円		135.30円	167.20円	232.10円	295.90円	361.90円				
	〃 40mm	—	5,049.00円	1～50 m ³ まで						51～100 m ³	101 m ³ 以上		
	〃 50mm	—	10,098.00円							まで			
	〃 75mm	—	23,760.00円										
	〃 100mm	—	44,880.00円	281.60円						326.70円	361.90円		
	〃 150mm	—	110,990.00円										
公衆浴場用		200m ³	11,550.00円	201m ³ ～400m ³ まで		37.40円	401m ³ 以上		74.80円				
臨時用		5m ³	3,685.00円	6m ³ 以上		721.60円							
船舶用		—	33,550.00円	1m ³ 以上		295.90円							

料金改定年月日
(消費税のみの改定は含まない)

平成 17 年 10 月 1 日

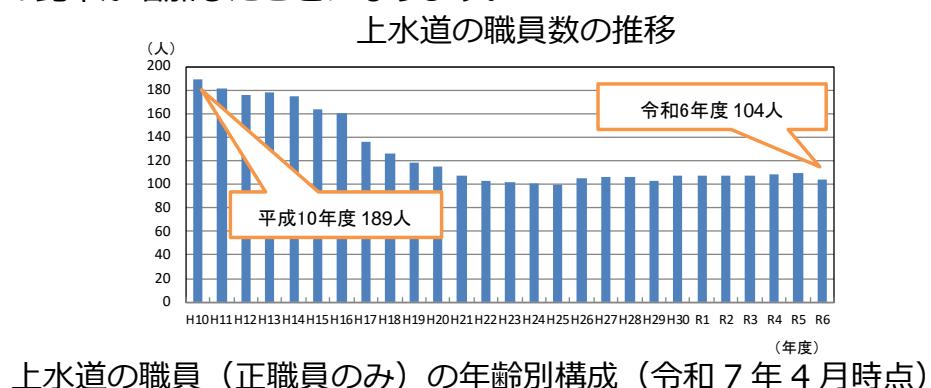
④組織

組織体制	<p>平成 10 年度から行財政改革に着手し、職員数の適正化や組織の再編などの経営改革に取り組んできました。平成 17 年度には、下水道事業と統合して上下水道局に改組し、共通する業務を一括して行うことにより更なる効率化を図りました。</p> <p style="text-align: center;">上下水道局組織体制（令和 7 年 4 月時点）</p>  <p>() は人数 全体：198 名 (上下水道事業管理者 1 名、政策推進監 1 名、管理部 60 名、技術部 136 名)</p>
------	---

職員数と年齢構成

平成 10 年度から、原則、水道局採用職員について退職者不補充として職員数の適正化を図り、水道事業に従事する職員数は、令和 6 年度には 104 人まで減少しています。

また、職員の年齢別構成は、平成 29 年度末時点では 40 歳以上が全体の約 8 割を占めていましたが、令和 7 年 4 月時点では約 6 割となっています。これは、経験豊かなベテラン職員が退職し、若手職員の比率が増加したことになります。



（2）これまでの主な経営健全化の取組

- 平成 17 年度から下水道事業と統合して上下水道局となり、管理部門の組織を統合・改編し、効率化を図ってきました。
- 窓口業務及び料金収納業務などの営業関連業務を包括委託するとともに、水源地及び配水池などの運転管理業務についても委託し、効率化を図ってきました。
- 水道管については、管の材質や布設状況によって法定耐用年数（40 年）を超えて使用することが可能と判明したため、管種別に実使用年数(40~100 年) を設定し、AI 劣化診断も参考にしながら優先順位をつけて管路更新を行ってきました。

（3）経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

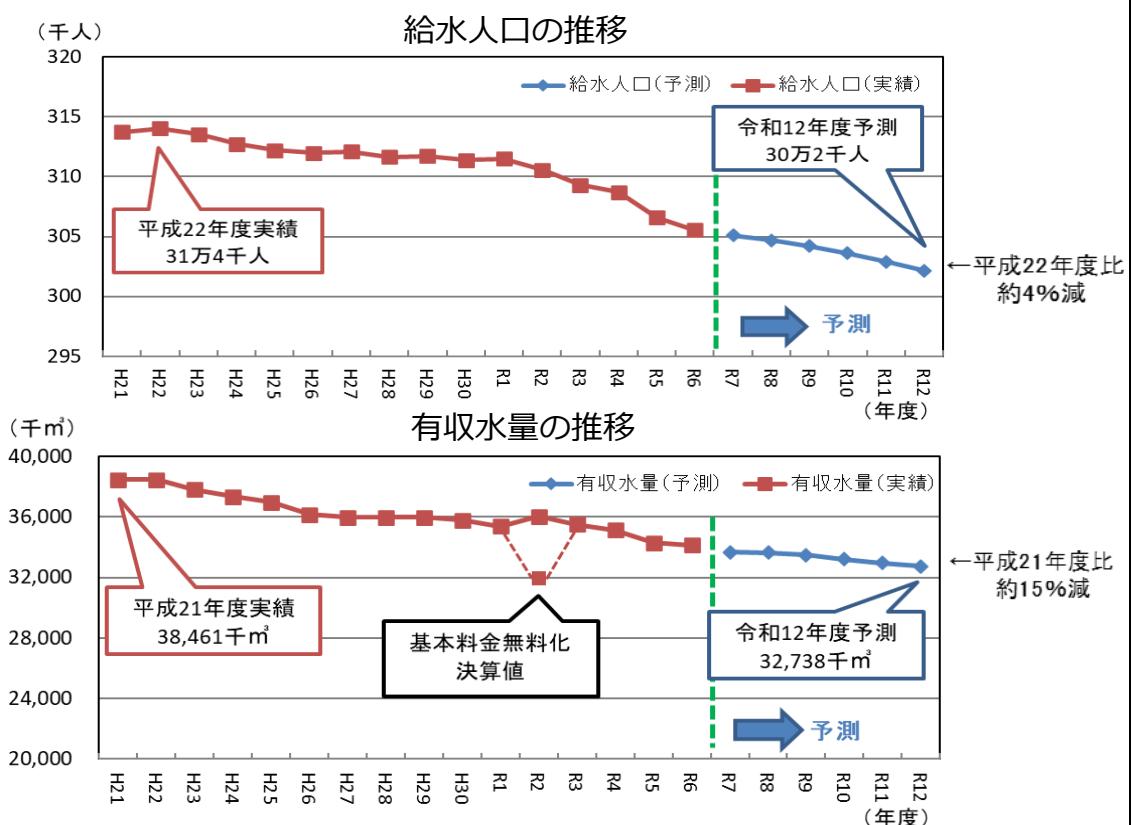
(1) 給水人口と水需要の見通し

給水人口は、平成22年度をピークに減少傾向を示し、近年は横ばいから減少傾向を示しています。有収水量についても、人口減少や節水機器の普及などから減少傾向を示しています。令和6年度末時点の給水人口は、計画当初（令和元年度）で30万9千人と見込んでいましたが、30万6千人となりました。また、有収水量は34,240千m³と見込んでいましたが、34,130千m³となりました。

このことから今後の給水人口及び有収水量の推計を当初計画（令和元年度）から下方修正し、給水人口は令和12年度末時点で30万2千人に、有収水量は32,738千m³に減少する見込みです。

このような水需要が減少する状況においても、安定給水を維持し、事業を効率的かつ効果的に行っていくため、中長期的な見通しに基づく計画的な取り組みが求められています。

※今後の給水人口については、令和6年度の給水人口の実績値を基に令和5年度作成の「四日市市総合計画中間見直しに係る人口推計等基礎調査（報告書）」により推計しています。また、有収水量については、推計した給水人口や過去の実績をもとに推計しています。



(2)水道施設の見通し

保有する水道施設は、令和 6 度末時点で、取水井（井戸）22 箇所、水源地 5 箇所、配水池 15 箇所及び管路約 2,161km です。

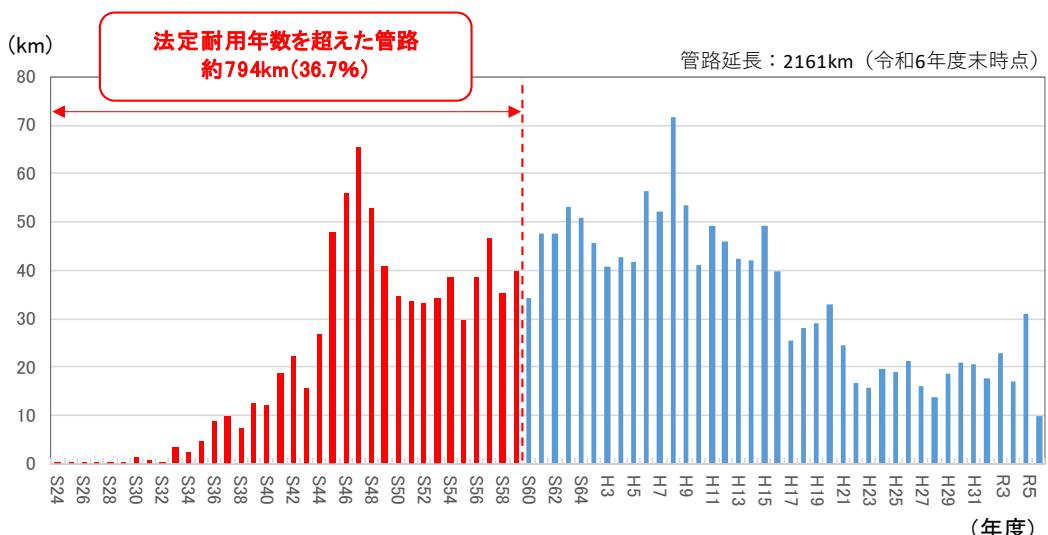
石油コンビナートの立地などによる市勢の発展と市民生活の向上による水需要の増加に対応するため、第 2 期拡張事業（昭和 35～45 年）や第 3 期拡張事業（昭和 44～平成元年）を中心に、水道施設の整備を急速に進めてきました。

これまでも老朽化した施設の更新を進めてきましたが、今後は、水需要が減少するなか、現状を維持した規模での単純な施設の更新は、将来的には施設利用率が低下するなどの事業効率を悪化させるため、適正な施設規模となるよう縮小などの見直しを図りながら、更新を進めてくことが重要です。

また、管路では、法定耐用年数である 40 年を経過した延長、その割合を表す管路経年化率は、平成 29 年度末時点では約 597km、28.1%でしたが、令和 6 度末時点では約 794km、36.7%となり、老朽化がさらに進行しています。全国平均 25.4%（令和 5 年度末）と比較すると老朽化した管路が多い状況です。

今後、給水収益の増加が見込めないなか、管路の更新需要が増大するため、中長期的な視点に立ち、効率的かつ計画的に更新を進めていく必要があります。また、ポリエチレンスリーブによる管外面の保護により、長寿命化を図るとともに、耐用年数のより長い管種を採用していく必要があります。

布設年度別管路延長



(3)組織の見通し

①水道事業職員

水道事業を支えてきたベテラン職員が退職し、若手職員に置き換わりつつあるため、組織や個人が蓄積してきた経験や知識を組織全体で共有、可視化することで、人材育成・技術継承や業務の改善・効率化につなげ、組織の力を高めていきます。今後も人材を確保しつつ技術やノウハウを次世代の職員に確実に継承するための取り組みが必要です。

②官民連携や広域化等

水道事業は、様々な民間企業や関係団体にも支えられています。令和6年度から、担い手となる業者の技術向上を図るため、配管設計業務に係る研修会、水道管路の水張り・洗管業務の現場見学会及び修繕業務の講習会を開催しています。今後も水道の技術力を維持・向上させるためには、このような企業や団体との連携を図ることが重要です。

また、人材の確保と技術力の継承は、全国の水道事業体においても共通の課題となっています。三重県が令和元年度に設置した三重県水道事業基盤強化協議会に参加し、研修の共同開催及び市町間での情報共有などを行っています。今後も県内外の水道事業体との情報共有を図り、人材の確保や技術力の継承、水道事業の広域化などの事業体間の連携の取り組みについて、継続的に検討していく必要があります。

3. 経営の基本方針

(1) 経営方針

水道事業の運営にあたり、水道施設の老朽化が進行し更新費用が増大するなか、少子化による人口減少社会の到来により、これまで経験したことのない厳しい経営環境におけるています。このような状況の中でも、上下水道局における経営方針を「ひと・まち・みずが共生する都市基盤づくり」と掲げ、「四日市市水道ビジョン 2019」における本市水道事業の基本理念である「“貴重な水”と“信頼の絆”を未来に」をもとに、「安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に確保し、お客さまから信頼される水道」の実現に向けて、施策の実施のための財源を確保するとともに、経営の効率化及び健全化を図り、安定した経営に取り組みます。

＜基本理念＞

“貴重な水”と“信頼の絆”を未来に

“貴重な水”を未来に： おいしい安全な水をいつまでも

“信頼の絆”を未来に： いつまでもお客さまから信頼される水道

＜理想像＞

安全で良質な水道水を
将来にわたって安定的に確保し
お客さまから信頼される水道

(2)基本方針

本市の目指す理想像を見据えて、基本方針を「四日市市水道ビジョン 2019」で掲げた「安全」「強靭」「持続」とします。

①安全～安全な水の供給で信頼される水道～

これまで安全で良質な水道水の供給を継続しており、今後も水源の保全や適切な水質管理を継続的に実施することで安全な水道水を供給します。また、給水装置の水質確保の取り組みを強化することで、お客さまから信頼される水道事業を目指します。

②強靭～災害に強く安定供給を継続する水道～

これまで水道施設の耐震化や老朽化対策を進めており、今後も更なる耐震化に取り組むとともに、老朽化の進む水道施設の更新を計画的に進めます。また、災害や事故による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できるよう、災害対応の充実・強化を推進し、強靭な水道事業を目指します。

③持続～いつまでも持続可能な水道～

今後も水源の安定化を図り、お客さまの理解と信頼性を深めるため、お客さまサービスの向上や広報活動の充実に努めます。事業の経営にあたっては、将来を見通した健全な事業運営を推進し、経営基盤の強化を図ります。また、水道事業を継続するための経営資源の一つとして、現在の事業内部に蓄積された技術にも着目し、その継承を図るとともに、環境負荷の軽減に努めます。

- ① 安全～安全な水の供給で信頼される水道～
- ② 強靭～災害に強く安定供給を継続する水道～
- ③ 持続～いつまでも持続可能な水道～



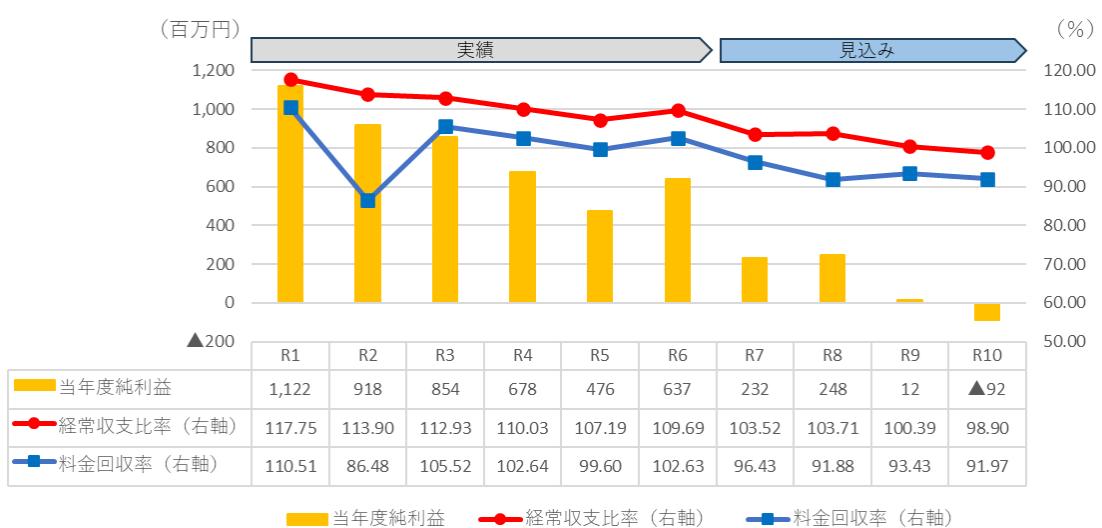
4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

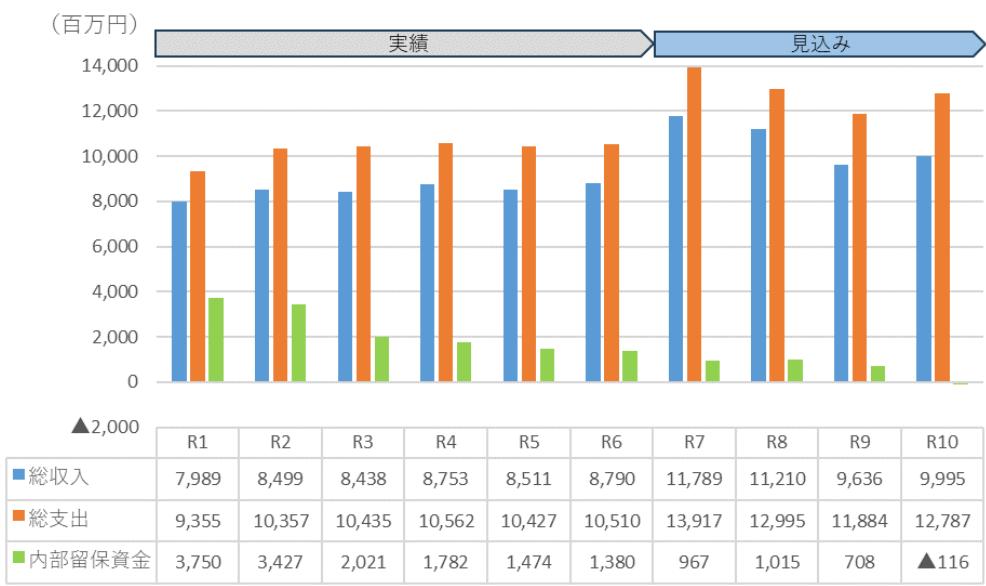
水道事業の財政状況は、人口減少と水需要の減少が当初の予測を上回る速度で進み、給水収益が減少するなか、近年の急激な人件費や物価の上昇により、施設更新費や維持管理費が増大しています。

当初は令和7年度に水道料金の改定を見込んでいましたが、下図に示すとおり、令和10年度には当期純利益および内部留保資金がいずれもマイナスに転じ、経営環境は一層厳しくなることが見込まれるため、より一層の経営改善や料金の見直しが必要となっています。

純利益の実績と見込み



財政状況の実績と今後の見込み



(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	<p>1) 管路更新率 1.0%</p> <p>実使用年数 100 年を有するダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管で布設替えしており、将来的に全管路^{※1}を 100 年サイクルで更新できるよう、国が推奨する管路更新率 1.0% (約 21km/年) を目指します。</p> <p>(直近 5 力年 (R2~R6) 平均の管路更新率 : 0.8% (約 18km/年))</p> <p>※ 1 口径 50 mm 管路でも漏水事故が多発しているため、更新対象を口径 75 mm 以上の管路(延長約 1,400km)から市内全域の全管路(延長約 2,100km)に変更</p> <p>2) 管路耐震工事進捗率 100%</p> <p>基幹施設耐震化事業における基幹管路の耐震工事進捗率 100% を目指します。</p> <p>(令和 6 年度末時点 : 90.9% (総延長約 48km に対して約 44km 完了))</p>
主な投資の内容	<p>「四日市市水道ビジョン 2019」で示した施策の実施にあたり、これまでの進捗を踏まえ、次のとおり見直しを行います。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 事業費(令和元年度～令和 10 年度)<ul style="list-style-type: none">(R1 当初)33,138 百万円(R4 改訂)25,672 百万円(R7 改訂)28,086 百万円

主な投資
の内容

➤ 事業内容

1. 基幹施設耐震化事業

(1) 基幹管路耐震化

管路の耐震化では、水道管が被災した場合、復旧に時間要する基幹管路(導水管・送水管・配水本管(口径300mm以上の配水管))の耐震化を進めています。

本事業では、事業の精査を行ったところ、計画ルートを変更したことにより、当該整備計画の事業量を約9kmから約13kmに見直すとともに、目標の完了年度を令和5年度から令和10年度に変更し、取り組みます。

また、令和6年1月の能登半島地震による被害状況を踏まえ、急所施設(導水管・送水管)及び救助・救急・医療・消火活動の拠点となる重要施設に係る水道管(配水本管・配水支管)等の耐震化をより一層推進していきます。

◆事業計画

(R1 当初)9km 【事業費 2,151 百万円】

(R4 改訂)13km 【事業費 3,642 百万円】

(R7 改訂)13km 【事業費 3,974 百万円】

主な投資の内容	<p>(2)水管橋耐震化</p> <p>水管橋の耐震化では、基幹管路の水管橋の耐震化を進めており、必要な水管橋に対して上部工の落橋防止対策を実施しました。更なる耐震化を図るため、重要給水施設へのルートにおける水管橋について、橋脚等の下部工を含めた耐震化を進めています。</p> <p>本事業では、前期に取り組んだ水管橋の耐震診断の結果を踏まえ、耐震性が不足する水管橋を対象に、優先順位を設定して耐震化を実施しています。</p> <p>また、管網の整備を行い、水管橋の廃止やダウンサイ징等によるコスト削減や事業期間の短縮を検討しています。</p> <p>さらに、員弁系導水管について、東員町や地元との協議が難航しているため、協議を継続しながら解決に向けて取り組みます。</p> <p>以上のことと踏まえ、当該整備計画の事業量を8橋から4橋に見直し、目標の完了年度を令和8年度から令和10年度に変更し、取り組みます。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R1 当初)8橋 【事業費 995百万円】</p> <p>(R4 改訂)4橋 【事業費 518百万円】</p> <p>(R7 改訂)4橋 【事業費 1,151百万円】</p>
	<p>(3)施設耐震化【完了】</p> <p>施設の耐震化では、「四日市市建築物耐震改修促進計画」に準じて、配水池、管理棟及びポンプ室などの建築物（200m²以上）並びに接合井の耐震化を優先的に行い、平成28年度までに完了しました。更なる耐震化を図るため、ポンプ室や電気室などの建築物（200m²未満）の耐震化を進めていました。</p> <p>平成29、30年度に耐震診断を実施した結果、耐震化が必要な施設が1施設であったため、令和2年度までに耐震化を実施し、本事業は完了しました。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R1 当初)1施設 【事業費 65百万円】</p> <p>(R4 改訂)1施設 【事業費 31百万円】</p>

2. 経年管路更新事業

(1) 経年管路更新

管路の老朽化対策では、本市の更新基準年数に基づき、基本的には布設年度が古いものから順に更新を行ってきました。しかし、既に埋設されているダクタイル鋳鉄管では、耐用年数が過ぎても腐食が殆ど見られない管路が存在することや、硬質ポリ塩化ビニル管では漏水事故が多く発生しています。

こうしたことから、管路の状態を把握するため、令和3～5年度に、AI技術[※]を活用した管路劣化診断を実施しました。

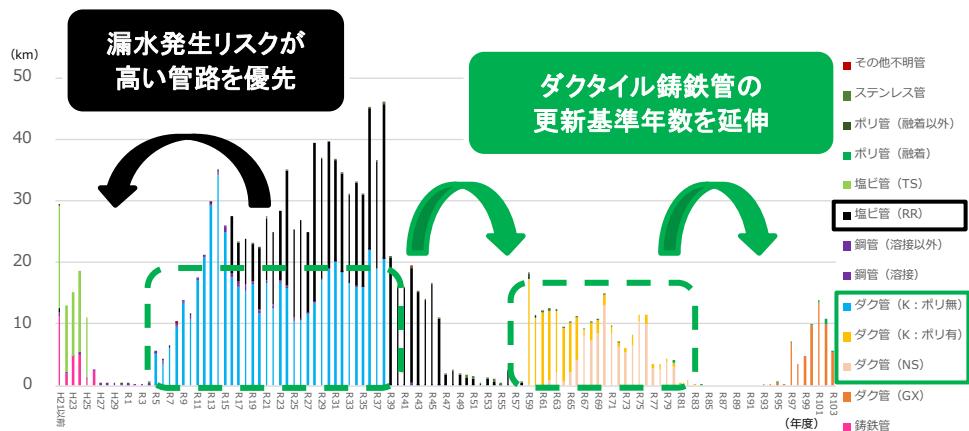
AI 管路劣化診断マップ(イメージ図)



管路劣化診断の結果、ダクトタイル鋳鉄管は漏水発生リスクが非常に低く、硬質ポリ塩化ビニル管は漏水発生リスクが高い結果を得ています。

この結果から、SDGsの考えに基づき、使えるものは長く使うこととし、ダクタイル鋳鉄管の更新基準年数を延伸し、硬質ポリ塩化ビニル管等の漏水発生リスクが高い管路を優先して更新しています。

更新基準の超過管路延長(イメージ図)



主な投資
の内容

このことから、アセットマネジメントによる事業量の平準化を図り、口径75mm以上管路を対象として事業量を約154kmから約79kmに変更しました。

下水道概成後(令和9年度以降)は、執行体制を強化し、目標に示すとおり市内全域の全管路を対象に管路更新率1.0%(約21km/年)を目指し、事業量を約79kmから約88kmに変更します。

1配水池1配水エリアの配水ブロックの構築を基本として管網整備を進めている配水管網整備事業については、管路更新に合わせて余剰管路の廃止やダウンサイ징を実施することで効果的に行うことができるため、経年管路更新事業に合わせて実施していきます。

※本市が有する過去の漏水データと地形データや交通網データなどの環境データをAIによる劣化診断システムに学習させることにより、漏水発生リスクを導出するもの

◆事業計画

(R1 当初)154km 【事業費 20,581 百万円】

(R4 改訂)79km 【事業費 11,030 百万円】

(R7 改訂)88km 【事業費 13,392 百万円】

主な投資の内容

(2) 経年水管橋更新

水管橋の老朽化対策では、管路に引き続き、昭和 44 年度以前に架設された基幹管路の更新を実施しています。

本事業では、前期に取り組んだ水管橋の劣化診断の結果を踏まえ、健全性が不足する水管橋を対象に、優先順位を設定して更新を実施しています。

また、管網の整備を行い、水管橋の廃止やダウンサイ징等によるコスト削減や事業期間の短縮を検討しています。

以上のことと踏まえ、当該整備計画の事業量を 7 橋から 5 橋に見直すとともに、河川協議により時間を要すため、令和 13 年度の完了を目標に取り組みます。

なお、水管橋の事故を予防するため、定期的に点検を行い、異常がある場合は修繕を行いながら、適切に維持管理を行います。

◆事業計画

(R1 当初)7 橋 【事業費 1,275 百万円】

(R4 改訂)5 橋 【事業費 719 百万円】

(R7 改訂)5 橋 【事業費 433 百万円】

3. 鋳鉄管更新事業 【新規】

令和 7 年 4 月に京都市の国道 1 号において、水道管の漏水事故が発生したことを受け、国土交通省から漏水事故による社会的な影響を回避するために鋳鉄管を早期に更新する方針が示されました。そのため、令和 17 年度の完了を目標に埋設されている鋳鉄管の更新に取り組みます。

◆事業計画

(R7 改訂)約 1km 【事業費 1,248 百万円】(R10 まで)

【全体事業量 18km 【総事業費 9,453 百万円】(R17 まで)】

(対象管路)

緊急輸送道路下の鋳鉄管(導水管・送水管・配水本管・配水支管)

緊急輸送道路下以外の鋳鉄管(導水管・送水管・配水本管)

主な投資の内容	<p>4. 経年施設更新事業</p> <p>(1)電気・機械設備更新</p> <p>施設の電気・機械設備の老朽化対策では、法定耐用年数で更新するのではなく、日常点検や定期整備により施設の機能を維持するなどの延命化を図りながら更新を実施しています。</p> <p>本事業では、これまでの維持管理の状況を踏まえ見直しを行い、対象となる電気・機械設備の更新を実施します。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R1 当初)113 件 【事業費 5,279 百万円】</p> <p>(R4 改訂)114 件 【事業費 5,424 百万円】</p> <p>(R7 改訂)115 件 【事業費 4,446 百万円】</p> <p>5. 水源確保事業</p> <p>(1)取水井更新</p> <p>水源の確保では、取水井において老朽化等により取水能力が低下することから、取水能力を確認した上で必要な施設に対して更新を進めています。本事業では、令和元年度に朝明 1 号井、令和 5 年度に小牧 1 号井の更新が完了し、残りの小牧 3 号井について、更新を実施します。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R1 当初)3 井 【事業費 476 百万円】</p> <p>(R4 改訂)3 井 【事業費 379 百万円】</p> <p>(R7 改訂)3 井 【事業費 294 百万円】</p>

主な投資 の内容	<p>6. 高度浄水施設整備事業</p> <p>(1)紫外線処理施設整備</p> <p>令和元年度に神田取水場でクリプトスボリジウム等の指標菌が検出されたことから、安心安全な水道水の供給を行うため、令和9年度の供用開始に向けて小牧水源地に紫外線処理施設を整備しています。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R4 新規)小牧水源地 【事業費 1,225 百万円】</p> <p>(R7 改訂)小牧水源地 【事業費 1,867 百万円】</p> <p>7. バスタ整備事業</p> <p>(1)配水管網整備</p> <p>令和9年度供用開始予定の近鉄四日市駅バスターミナルの整備事業に伴い、中心市街地周辺部における管網整備を実施します。余剰な管路を整理し、約 4.2km の廃止化に取り組むとともに、配水ブロックの小ブロック化に取り組みます。</p> <p>◆事業計画</p> <p>(R4 新規) 【事業費 795 百万円】</p> <p>(R7 改訂) 【事業費 1,250 百万円】</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	1) 内部留保資金 10 億円の確保
	安定した水道事業運営に必要な資金として 10 億円を確保します。
	2) 企業債残高を料金収入の 3 倍以下の抑制

後世に過度な負担とならないように、企業債残高を適正な水準に抑制します。

3) 適正な水道料金の継続的な検討

水道事業運営を持続可能なものとするため、経営状況や社会情勢を考慮した適正な料金体系や料金水準について、継続的に検討します。

財源の積算の考え方	料金	令和 6 年度までの水需要の減少傾向、及び、将来の人口推移をもとに今後の水需要や料金収入の推移を見込んでいます。
	企業債	将来世代への過度な負担を避け、世代間の公平性を確保するため、企業債残高対給水収益比率を 300% 以下に抑えるように計画しています（同格都市平均は約 260%）。
	繰入金	一般会計からの繰入金について、繰入基準に基づき、適切に見込んでいます。
	国庫補助金	令和 6 年度から所管が厚生労働省から国土交通省に移管され、社会資本整備総合交付金を活用可能となりました。一部事業で国から採択を受け、補助金を計画的に見込んでいます。引き続き国の動向を注視し、国庫補助金を効果的に活用していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の積算の考え方	委託料	直近決算値（令和6年度決算）をベースに今後の費用として見込んでいます。
	修繕費	過去3年平均をベースに今後の費用を見込んでいます。
	動力費	直近決算値（令和6年度決算）をベースに令和9年度に予定している小牧水源地の高度浄水処理施設の稼働を考慮したうえで、今後の費用を見込んでいます。
	職員給与費	直近決算値（令和6年度決算）をベースに今後の費用として見込んでいます。
	受水費	木曽川用水系は過去3年平均をベースに、三重用水系及び長良川水系は責任水量分を今後の費用として見込んでいます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用(PFI・DBOの導入等)	➤ 管路整備業務
	管路の更新需要の増大に対応するため、管路更新業務の効率化を図る手法として、配管設計業務の外部委託や設計施工一括発注方式を試行しています。配管設計業務委託については、市内のコンサルタントを対象に水道配管設計技術研修会を開催し、水道配管設計に関わる知識の向上を図っています。
	引き続き、本市に適した官民連携の手法について検討します。
	➤ 営業関連業務、施設運転管理業務及び管路維持管理業務
	今後、ベテラン職員の退職に対応するため、既に委託している当該業務について、更なる委託の効率化について検討します。
	なお、官民連携の導入にあたっては、事業のモニタリングなどの民間事業者を牽制できる技術力と人員の確保が必要です。

アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	<p>水道施設の運営の最適化と財政負担の軽減・平準化を図るアセットマネジメントの取り組みを継続的に行います。</p> <p>消火栓や水管橋などの水道施設の点検及び修繕の適切な実施により、長寿命化を図ります。</p>
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイ징) 施設・設備の合理化 (スペックダウン)	<p>水需要の減少に対応するため、管路更新に合わせて管網整備(配水ブロック化)を進め、余剰な管路の廃止及びダウンサイ징等に取り組みます。</p> <p>(※計画期間内の管路廃止等による費用削減効果は、約 16.9 億円が見込まれます。)</p> <p>また、近年、配水量に対して自己水量の割合が低下していることから、自己水と県水受水のバランスについても注視していきます。</p>
広域化	<p>三重県において、令和 4 年度に「水道広域化推進プラン」が策定され、管理の共同化やシステムの共同化等の、まずは容易に実施できる広域連携策について検討を行っていることから、本市においても経済性や効率性を考慮して検討します。</p>
DX	<p>スマートメーターの試行や人工衛星画像を活用した漏水調査の実証実験などの DX の取り組みにより、業務の効率化に向けた検証を行います。</p>
その他の取組	<p>管路の耐震化・更新事業に対応するため、令和 8 年度の下水道事業整備概成後の職員の配置転換を検討します。</p> <p>また、水道特有の技術習得のため、令和 2 年度から導入した水道技術研修及び、継続的に技術継承が図れる仕組み「ナレッジマネジメント」(令和 4 年度から試行)を継続して実施します。</p>

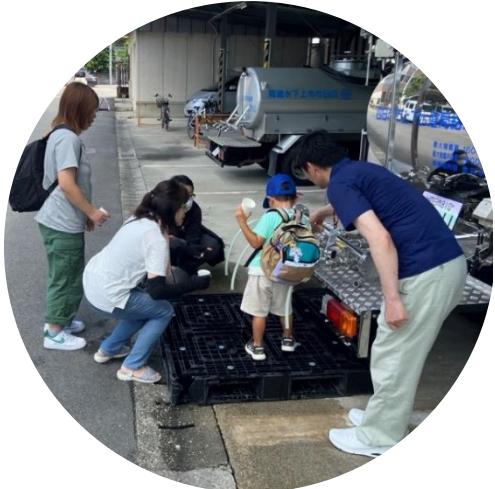
② 財源についての検討状況等

料金改定	<p>今後の水道事業においては、人口減少等による収益の減少、近年の急激な物価上昇により資金が枯渇していきます。また、現在の料金体系が人口増加時代の水使用抑制を目的とした逓増制となっており、現在の一世帯あたり水使用量が減少している時代にそぐわない可能性があります。近年他市では、水道料金の値上げを実施する動きがあり、本市においても適切な水道料金の検討を進めなければならない状況になってきました。そのため、急激な市民負担とならないよう他市の状況を踏まえ人口減少や戸当たり水量等の減少を考慮し、基本料金や従量料金等の単価や料金体系について検討します。</p> <p>検討にあたっては、下水道事業運営委員会を上下水道事業運営委員会に改編し、料金改定案を諮問します。</p>
------	--

(4) 広報に関する事項

・水道水のPRの取組について

令和5年度から開催している「上下水道フェスタ in 四日市」では、子ども向けの講演会や水質検査体験、給水車体験などを通して、水道水に触れ合い、水道への理解を深める活動を行っています。

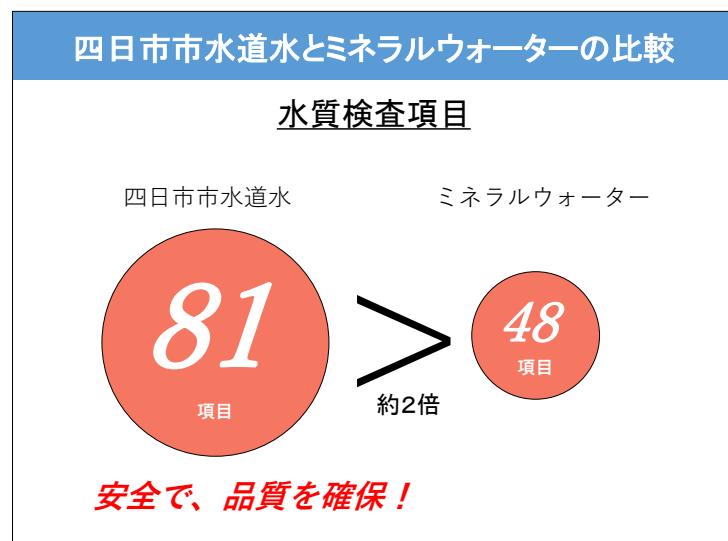


・水道水の安全性・品質の確保について

本市の水道水は、水道法で定められている水質基準項目51項目に加えて、その他項目30項目を加え、全部で81項目の水質検査を実施しています※。

一方、市販のミネラルウォーターは、食品衛生法に基づく水質基準項目が48項目であることから、本市の水道水は、高い安全性と品質を確保しています。

※令和8年4月から水質基準項目52項目に加えて、その他項目29項目に変更



・水道水の安さと SDGs について

本市の水道水は、2ℓ当たり約0.24円です。一方、市販のミネラルウォーターは、2ℓ当たり約150円のため、本市の水道水はミネラルウォーターよりも非常に安価です。

また、水道水をマイボトル等に入れて利用することで、余分なペットボトルが減り、SDGs やカーボンニュートラルにも貢献します。

四日市市水道水とミネラルウォーターの比較

四日市市水道水



約0.24円

ミネラルウォーター



※価格は2ℓ当たり

安い！
ペットボトルの削減！

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の 事後検証、 更新等に関する事項	経営戦略の10か年を前期（3年）、中期（3年）、後期（4年）に分けて、期末ごとに見直しを図ります。
-----------------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

三重県 四日市市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	自治体職員	307,825	206.50	1,490.68
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)		現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
-	71.36	99.99	2,409		306,597	199.04	1,540.38

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和5年度全国平均



分析欄
1. 経営の健全性・効率性について
①経常収支比率…対前年度比2.84P減少し、類似団体平均値より2.62P低い。100%以上であるため健全性は保てているが、健全経営を続けていくために、経営の効率化が必要である。
③流動比率…流動資産の増加に比べ、流動負債の増加が多かったため対前年比24.76P減少した。類似団体平均値より72.47P低いものの、100%以上の水準を保てており危険性はない。
④企業債残高対給水収益比率…対前年度比0.81P増加したものの類似団体平均値に比べ76.75P低く、健全性を確保できている。
⑤料金回収率…経常費用の増加と有収水量の減少により給水原価が増加し、対前年度比3.04P減少。類似団体平均より2.76P低く、回収率が100%を下回っており経営の効率化が必要である。
⑥給水原価…経常費用の増加と有収水量の減少により給水原価が増加し、対前年度比6.2円/m ³ 増加している。類似団体平均値より19.98円/m ³ 高い状態であり、コスト削減などの経営の効率化が必要である。
⑦施設利用率…水需要の減少に伴い、対前年度比0.13P減少しているが、類似団体平均値より1.78P高く、健全な状態である。
⑧有収率…対前年比1.91P減少し、類似団体平均値より1.53P低い状態であり、現在の整備計画を滞りなく推進し、管路更新を進める必要がある。
2. 老朽化の状況について
①有形固定資産減価償却率…対前年度比0.69P上昇し、類似団体平均値よりも2.13P高く固定資産の老朽化が進んでいる。現在の整備計画を滞りなく推進し、施設更新を進める必要がある。
②管路経年化率…対前年度比1.11P上昇し35.34%となっており、管路の3割以上が法定耐用年数を超過している。現在の整備計画を滞りなく推進し、管路更新を進める必要がある。
③管路更新率…対前年度比0.18P減少したものの類似団体平均値より0.04P高い状態である。現在の整備計画を滞りなく推進し、管路更新を進める必要がある。
(※管路の法定耐用年数：40年)
全体総括
「1. 経営の健全性・効率性」においては、④企業債残高対給水収益比率、⑦施設利用率の指標は前年度より悪化しているものの平均値を上回っている。一方で①経常収支比率、③流動比率、⑤料金回収率、⑥給水原価、⑧有収率については類似団体平均値と比較して改善すべき項目である。これらについては、水需要の低下傾向を考慮し、経営の効率化を図る必要がある。
また、水道事業の全国的な課題である「施設の経年化」については「2. 老朽化の状況」にあるように、経年化が進行している状況である。②管路経年化率は類似団体平均値より高く、③管路更新率は前年度に比べ減少しているため、現在の整備計画を滞りなく推進し、管路更新を進める必要がある。

様式2号(法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円、%)

年 度		令和1 (決算)	令和2 (決算)	令和3 (決算)	令和4 (決算)	令和5 (決算)	令和6 (決算)	令和7 (決算)	令和8 (決算)	令和9 (決算)	令和10 (決算)
区分											
収益的収入	1. 営業収益 (A)	6,895,435	5,753,430	6,936,806	6,938,998	6,783,545	6,660,060	6,768,287	6,822,134	6,436,925	6,404,547
	(1) 料金収入	6,560,290	5,343,225	6,498,670	6,468,205	6,336,618	6,343,200	6,231,137	6,281,179	6,247,118	6,214,740
	(2) 受託工事収益 (B)	150,629	227,234	242,275	256,844	255,914	152,401	351,148	351,148		
	(3) その他の	184,516	182,971	195,861	213,948	191,013	164,459	186,002	189,807	189,807	189,807
	2. 営業外収益	527,818	1,785,934	543,414	536,181	567,071	556,386	520,300	515,996	511,255	503,728
	(1) 補助金	1,229,554				2,995	3,482	3,482	3,482	3,482	3,482
	他会計補助金		1,229,554			2,995	3,482	3,482	3,482	3,482	3,482
	その他補助金										
	(2) 長期前受金戻入	233,153	229,483	224,247	231,113	235,710	243,452	247,952	239,733	234,993	227,465
	(3) その他の	294,665	326,897	319,167	305,068	331,361	309,939	268,866	272,781	272,780	272,781
収益的支出	収入計 (C)	7,423,253	7,539,364	7,480,220	7,475,178	7,350,616	7,216,446	7,288,587	7,338,130	6,948,180	6,908,275
	1. 営業費用	6,038,920	6,235,335	6,332,729	6,533,663	6,612,673	6,366,484	6,693,835	6,746,508	6,604,822	6,679,807
	(1) 職員給与費	717,256	756,186	771,717	769,265	823,880	806,153	796,713	822,636	808,506	808,506
	基本給	316,230	348,838	338,796	357,519	361,996	342,407	372,922	363,665	357,788	357,788
	退職給付費										
	その他の	401,026	407,348	432,921	411,746	461,884	463,746	423,791	458,971	450,718	450,718
	(2) 経費	3,568,499	3,725,116	3,778,690	3,960,998	3,933,011	3,679,055	3,946,791	3,862,105	3,631,194	3,687,907
	動力費	193,930	182,105	198,862	281,798	224,350	234,998	267,175	251,470	282,578	292,354
	修繕費	194,116	221,040	313,261	275,568	242,895	236,012	235,571	251,492	251,492	251,492
	材料費	28,616	31,705	30,786	33,782	34,941	45,045	70,000	58,541	58,541	58,541
支出	(3) 減価償却費	3,151,837	3,290,266	3,235,781	3,369,850	3,430,825	3,163,000	3,374,045	3,300,602	3,038,583	3,085,521
	2. 営業外費用	1,753,165	1,754,033	1,782,322	1,803,400	1,855,782	1,881,276	1,950,331	2,061,767	2,165,122	2,183,394
	(1) 支払利息	265,495	384,220	291,008	260,286	245,046	212,263	356,958	337,993	325,498	314,063
	(2) その他の	265,351	240,136	215,572	191,757	176,997	164,529	177,229	158,264	145,769	134,334
	支出計 (D)	6,304,415	6,619,555	6,623,737	6,793,949	6,857,719	6,578,747	7,050,793	7,084,501	6,930,320	6,993,870
	経常損益 (C)-(D) (E)	1,118,838	919,809	856,483	681,229	492,897	637,699	237,794	253,629	17,860	△ 85,595
	特別利益 (F)	8,432		1,934	7	72	1,058	2	2	2	2
	特別損失 (G)	5,706	2,122	4,058	3,427	16,771	1,678	5,910	5,910	5,910	5,910
	特別損益 (F)-(G) (H)	2,726	△ 2,122	△ 2,124	△ 3,420	△ 16,699	△ 620	△ 5,908	△ 5,908	△ 5,908	△ 5,908
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	1,121,564	917,687	854,359	677,808	476,198	637,079	231,886	247,721	11,952	△ 91,503
算定期間の純利益	累積欠損金 (I)										
	(1) $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$										
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L)										
	資金の不足額										
	當業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	6,744,806	5,526,196	6,694,531	6,682,154	6,527,631	6,507,659	6,417,139	6,470,986	6,436,925	6,404,547
	地方財政法による資金不足の比率 $((L)/(M) \times 100)$										
	健全化法施行令第16条により算定した (N)										
	資金の不足額										
	健全化法施行規則第6条に規定する (O)										
	解消可能な資金不足額										
健全化法施行令第22条により算定した (P)	健全化法施行令第17条により算定した (P)										
	資金不足比率 $((N)/(P) \times 100)$										

様式2号(法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和1 (決算)	令和2 (決算)	令和3 (決算)	令和4 (決算)	令和5 (決算)	令和6 (決算)	令和7	令和8	令和9	令和10
資本的収支	1. 企業債	380,000	497,000	500,000	904,900	773,400	1,338,700	2,508,000	2,338,800	2,140,700	2,334,100
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金					32,483	28,340	618,860	408,845	458,366	663,857
	4. 他会計負担金	177,600	42,424	23,947	22,579	12,960	32,842	11,000	22,793	22,793	22,794
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金					8,981	14,246	358,333	96,929	66,220	66,220
	7. 固定資産売却代金			36			581				
	8. 工事負担金		420,117	431,430	350,177	332,223	157,878	1,004,248	1,004,248		
収入	9. その他							1			
	計 (A)	557,600	959,541	955,413	1,277,656	1,160,047	1,572,587	4,500,442	3,871,615	2,688,079	3,086,971
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	557,600	959,541	955,413	1,277,656	1,160,047	1,572,587	4,500,442	3,871,615	2,688,079	3,086,971
	資本的支出										
資本的支出	1. 建設改良費	2,273,963	2,996,574	3,061,456	2,996,136	2,855,244	3,309,938	6,593,326	5,577,939	4,536,978	5,480,726
	うち職員給与費	195,319	194,177	188,898	205,530	199,876	265,393	272,490	279,990	309,802	326,841
	2. 企業債償還金	977,153	1,011,457	1,023,845	1,040,722	956,466	920,140	865,981	833,836	823,728	804,834
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
資本的支出	5. その他										
	計 (D)	3,251,116	4,008,031	4,085,301	4,036,858	3,811,710	4,230,078	7,459,307	6,411,775	5,360,706	6,285,560
資本的収支の資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		2,693,516	3,048,490	3,129,888	2,759,202	2,651,663	2,657,491	2,958,865	2,540,160	2,672,627	3,198,589
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,545,635	1,825,897	1,638,791	1,623,185	1,662,663	1,670,254	1,889,016	1,967,812	2,179,076	2,738,791
	2. 利益剰余金処分額	977,153	1,011,457	917,687	854,360	783,560	476,198	637,079	231,886	247,721	11,952
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	170,728	211,136	573,410	281,657	205,439	511,039	432,770	340,462	245,830	331,625
	計 (F)	2,693,516	3,048,490	3,129,888	2,759,202	2,651,663	2,657,491	2,958,865	2,540,160	2,672,627	3,082,368
補填財源不足額 (E)-(F)											116,221
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)		12,705,748	12,191,291	11,667,446	11,531,625	11,348,559	11,767,119	13,409,139	14,914,103	16,231,075	17,760,341

○他会計繰入金

年 度 区 分		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
収益的収支分	1. うち基準内繰入金	12,316	1,252,907	20,364	23,646	21,998	24,655	38,482	38,482	38,482	38,482
	2. うち基準外繰入金	12,316	23,353	20,364	23,646	21,998	24,655	38,482	38,482	38,482	38,482
	3. うち基準外繰入金		1,229,554								
資本的収支分	1. うち基準内繰入金	38,803	42,424	23,947	22,579	45,443	61,182	629,860	431,638	481,159	686,651
	2. うち基準外繰入金	38,803	42,424	23,947	22,579	45,443	61,182	629,860	431,638	481,159	686,651
	3. うち基準外繰入金										
合 計		51,119	1,295,331	44,311	46,225	67,441	85,837	668,342	470,120	519,641	725,133